

トーマス・バツハ国際オリンピック委員会会長 殿

2019年4月21日

国際オリンピック委員会宛 公開書面

拝啓

初めまして。日本国で弁理士・特定訴訟代理人をしております柴大介と申します。

小職の経歴等については本書面の末尾の略記の通りです。

すでにご存知かもしれませんが、貴委員会の登録商標「五輪」（文字標章/登録番号第6118624号）に対する異議申立が日本国特許庁に行われましたが、その異議申立人が小職であります。

以下内容につき、お目通し頂ければ幸甚と存じます。なお、営業や自己宣伝ではなく、貴殿および貴委員会と話題を共有するためにお手紙を差し上げる次第です。

現在までの仕事ぶりを知るにつれ、貴殿の仕事に対する熱意および豊かな経験は国際オリンピック委員会第9代目会長のポストに求められるものであり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け待ち受ける難局を十分に乗り越える力をもった人物であると確信しております。

さて、このような手紙を差し上げるのは大変心苦しいところではありますが、「ある深刻な問題」について貴殿に直ちに注意を払って頂かなければなりません。「オリンピック資産」に基づきオリンピックに関連した活動について我々日本国民が抱えている問題についてです。

「オリンピック資産」については、国際オリンピック委員会（IOC）、日本オリンピック委員会（JOC）および東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（OCOG）（以下、これらをまとめて「IOCファミリー」と称します）が提供する各種プログラムの下、個別かつ貢献度に応じて大会パートナー/スポンサーに使用許諾されております。

「ある深刻な問題」とは、日本国の商標法の下で保護されているオリンピック資産、すなわち、大会パートナー/スポンサーが使用しているオリンピックに関連した登録商標のその「使用」が以下の理由によって日本国の商標法に明らかに違反している状態にあるということを指します。

Shiba Patent Office  
Patent and trademark attorney  
Specific infringement lawsuit counsel in Japan

オリンピックに関連した登録商標を使用した諸活動は I O Cファミリーによるマーケティング活動への協賛を対象した事業目的について許諾されています。

かかる事業からもたらされる巨額なマーケティング収益は I O Cファミリーに集まりその大半はオリンピック・ムーブメントの資金に充てられています。

実際、日本国内に於いて、I O Cファミリーによって実質的に行われている大規模なライセンス活動は 4000 億円 (40 億米ドル) にのぼると言われております。

しかしながら、そのライセンス活動の中で、オリンピックに関連した登録商標を大会パートナー/スポンサーが使用することは、日本国の商標法に照らして違法となります。

具体的に申し上げますと、日本国の商標法では世界のどこにも例を見ないユニークな制度が存在します。

それは、公益を事業目的とする非営利公益団体 (以下、「非営利公益団体」と称します) 以外の何人もかかる非営利公益団体を表す著名な標章と同一または類似の商標は登録することが認められず (日本国商標法第 4 条第 1 項第 6 号)、その代わり、該非営利公益団体は同法第 4 条第 2 項に拠って登録された自らの商標について他人に専用使用権を設定することも通常使用権を許諾することも認められません (日本国商標法第 30 条第 1 項および第 31 条第 1 項、各項但書き)。

非営利公益団体の権威と国際的信用が化体されている著名商標を尊重し十分に保護することともに、他方、それら権威や国際的信用を他人へのライセンス等によって毀損することから保護すること、がその制度趣旨となっています。

非営利公益団体であると認められる I O Cファミリーは上記制度を利用し自らの著名商標を排他的に登録してきました。

しかし、他方、I O Cファミリーはかかる登録商標の使用許諾が日本国の商標法の下で認められていないにも拘わらず、公然と他人に許諾しています。かかる大規模な行為は日本国商標法第 31 条第 1 項但書きに違反し、そのような状況を小職は上述のように「深刻な問題」としているわけです。

商標法第 4 条第 2 項に拠って登録された商標が違法ライセンスの対象になると、関係するライセンス契約は無効となり (民法第 90 条)、違法ライセンスゆえに、使用権原のない者による登録商標の使用ということになり (日本国商標法第 25 条)、その者は商標権侵害の罪に問われる状態に置かれます (日本国商標法第 78 条)。

添付書面をご覧ください。日本国商標法の関連条文とその他参照条文に目を通して頂ければ、大会パートナー/スポンサーによるオリンピックに関連した登録商標の使用について違法性を容易に認識して頂けるものと存じます。

この問題の「深刻さ」は以下の一連の出来事ですすでに公に知られるところとなっております：

- ①小職の論文『オリンピック関連登録商標の商標法上の位置づけ』（現在のところ日本語版のみ）が日本弁理士会誌「パテント」2019年3月号に掲載されたことに始まり；
- ②続いて、開催中の国会（2019年1月28日から始まった第174回国会）で2019年3月20日付で開かれた第4回法務委員会の質疑応答を通じて「違法ライセンス活動」が公に知られるところとなったこと（質疑者：参議院（上院）小川敏夫議員）；
- ③東京新聞（首都圏を対象とする日刊紙を発行する大新聞社）が2019年3月28日紙面で「特報」としてかかる質疑応答を記事としたこと；
- ④国際オリンピック委員会の登録商標「五輪」（文字標章/登録番号第6118624号）に対する異議申立が2019年4月9日付で日本国特許庁に行われたことについて東京新聞が2019年4月12日付で記事を掲載したこと；そして
- ⑤2019年4月14日付で東京新聞は「違法ライセンス活動」についての続報と共に、登録商標「五輪」についてブランド保護の観点から「五輪」の文字を一般が使用することに対して国際オリンピック委員会の過剰な規制を行うのではないかとの懸念（例えば、「五輪」の文字を使って2020年オリンピック競技大会をささやかに商店街で応援する程度のことも規制される恐れ）を取り上げた記事が掲載されました。

従って、大会パートナー/スポンサーおよびIOCファミリーは上述のように公に知られるところとなった「違法性」を知り得る状況にあります。

そのライセンス活動に違法性があると知りながらも、日本国内に於いてはライセンス活動は変わらず引き続いて行われています。

大会パートナー/スポンサーは商標権侵害の罪が問われる状態に置かれ（10年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはその組み合わせで処罰されます）、大会パートナー/スポンサーによって違法な商品やサービスが日本国中に広まっている、それが現況なのです。

「違法ライセンス活動」を知り得る状況について、さらに詳述します。

法務委員会での上述の質疑応答に於いて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（OCOG）から「適切に契約をしている」と報告を受けた旨の政府参考人の答弁がありました。

その後、東京新聞は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（OCOG）にかかる質疑応答について質問を行っており、つまり、かかる質疑応答で提起された「違法性」について日本オリンピック委員会（JOC）と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（OCOG）が知っていることに疑いの余地はありません。

さらに、大会パートナー/スポンサー、および JOC や OCOG からかかる質疑応答について報告を受けたであろう貴委員会は「違法ライセンス活動」を知る立場にあります。

東京新聞の質問（ライセンス活動が商標法違反に該当するとの専門家（私）の意見について OCOG の見解を求める質問）に対して、OCOG は 2019 年 4 月 10 日付で「オリンピック関連商標を、関係当事者との合意などに基づいて適切に活用している」とだけ回答を寄せています。

「違法ライセンス活動」について知る立場にあった筈の貴委員会および JOC からは何のコメントも発信されていません。

すなわち、それと知りつつも IOC ファミリーが黙認する違法ライセンス活動について、（今後）続ける限り悪質性は否定できなくなります。悪意を伴う活動は上述の罰以外に日本の法律のもとで様々な刑事罰に当たる可能性があります。

一方、開催中の国会に、第 31 条第 1 項但書きを削除し、たとえ商標権者が非営利公益団体であっても登録商標の第三者への使用許諾（通常使用权）を可能とする旨の商標法の一部改正についての法案が提出されており、日本政府は商標法改正（商標法第 31 条第 1 項但書き削除）を以て事態を収束させようとしています。

しかしながら、たとえ法案が国会で可決承認され施行されても、新たな法律は「法令不遡及の原則」に拠って、それ以前にライセンスされた商標には適用されず、過去 10 年以上に亘って続いている IOC ファミリーに問われる「違法性」はそのような手段でも解消されることはありません。

IOC ファミリーと大会パートナー/スポンサーとの間で違法性の認識が全くなかったにせよ、または認識していたものの知らない振りをしていたにせよ、そのような 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が世界中の人々に歓迎されると思います

か？

厳格な法令順守の下でとてつもない試練に常に向かい合っているメインアスリートたちは、スポーツ外で起きる違法活動ばかりが I O C ファミリーによって見逃される状況に納得がいかないことでしょう。

さらに、我々日本国民は来る 5 月、改元とともに新たな天皇が即位する歴史的イベントを祝する機運にあります。しかるに、「違法性」が生じているライセンス活動はその熱気を非礼にも冷ますことになりかねません。

I O C ファミリーはその違法性を知りつつわざと無視してライセンス活動を続ける限り、オリンピック大会のみならず大会パートナー/スポンサーのブランド価値は金銭に代えることのできないほどの甚大な損失を被ることになります。

かかる状況にあって、その使用について違法性や不法行為の可能性が極めて高いオリンピックに関連した登録商標に基づく日本国内でのライセンス活動について、貴殿は直ちに中断することを決定し大会パートナー/スポンサーを含む関係者にその旨指示することで、それら関係者による商標権侵害を含む不法行為が続くことを防ぎ、関係者と共に可能な解決を求めてこの問題の「深刻さ」に果敢に取り組むものと私は確信しています。

この点について、オリンピック憲章を尊重しオリンピック・パラリンピック競技大会の知的所有権等を適切に保護することについて貴委員会（および国際パラリンピック委員会）に誓約する旨の政府保証（2012 年 5 月、招致段階での申請ファイル及び立候補ファイル作成に際しての貴委員会からのレガシーに関する質問項目に回答する形で提出された政府保証書）の観点から法律面の扱いについて日本政府は究極的な責任を負っていることをご指摘申し上げます。

前回 1964 年東京オリンピック競技大会に接し、我々の国の開かれた将来をその当時確信した小職にとって、来る 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が世界中から祝福され成功することを心から願うものであります。

オリンピックの基本理念を思えばこそ、本書面でご指摘申し上げました問題点について、すべての関係者の叡智を結集することを期待し、真摯にお考え頂きたく存じます。

貴殿および貴委員会が行き詰まり小職に何かしら力添えが可能なことがありましたらお知らせ願います。小職の知識の限りにおいて、法改正に拠らず（改正したところでどのみち効果はありませんが）現行法制下で本問題を解決し、I O C ファミリーが推し進める「アン

ブッシュ・マーケティング対策」を完了させる案を提示することが可能です。

敬具

柴大介（署名）

添付物

付録 I: 『オリンピック関連登録商標の商標法上の位置づけ』に関連する法律集

付録 II: 一連の出来事（2019年4月9日まで）

付録 III: 日本弁理士会誌「パテント」2019年3月号に掲載された論文『オリンピック関連登録商標の商標法上の位置づけ』（現在のところ日本語版のみ）

付録 IV: 『I O Cのライセンス契約は「商標法違法」と指摘 政府は後付けで法改正狙う?』と見出しのある東京新聞（首都圏を対象とする日刊紙を発行する大新聞社）2019年3月28日記事の写し

cc: Mr. John D. COATES, Chair of Legal Affairs Commission, the I O C

竹田恆和、JOC 会長

森喜朗、OCOG 会長

小池百合子、東京都都知事

室伏広治、東京 2020 スポーツディレクター

小川敏夫、参議院議員

清水善広、日本弁理士会会長

東京新聞（[tokuho@chunichi.co.jp](mailto:tokuho@chunichi.co.jp)）

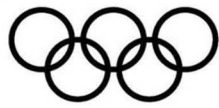
経歴等：

（対訳省略）

付録 I

『オリンピック関連登録商標の商標法上の位置づけ』に関連する法律規則集

条項	条文	備考
<p>商標法 第 4 条 第 1 項第 6 号</p>	<p>(商標登録を受けることができない商標) 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、<u>公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なもの</u>と同一又は類似の商標 (下線は小職にて付した：以下同様)</p>	<p>公益に関する団体であつて営利を目的としないもの(以下「非営利公益団体」と称する)以外の何人も非営利公益団体を表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標の登録を受けることはできない。  商標審査基準(特許庁): 商標法第 4 条第 1 項第 6 号に該当する非営利公益団体の例示として、日本オリンピック委員会(JOC)、国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会(IPC)および日本パラリンピック委員会(JPC)が挙げられている。 例示に含まれていないが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(OCOG)は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて設立・存在する公益財団法人である。</p>
<p>商標法 第 4 条第 2 項</p>	<p>国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、<u>公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは</u>、同号の規定は、適用しない。</p>	<p>非営利公益団体である IOC ファミリーは商標法第 4 条第 2 項に基づき排他的にその著名商標を登録している。  商標法第 4 条 2 項に拠る商標登録出願に付与される商標権は非営利公益団体の著名商標(文字標章, 図形標章, 複合標章又は立体標章)を指す。</p>
<p>商標法第 4 条第 2 項に拠って出願登録された商標の例:</p>		



がんばれ!ニッポン!

国際登録第1026242号 商標登録第6008759号 商標登録第6076125号 商標登録第4481000号

<p><b>商標法</b> <b>第 30 条第 1 項</b></p>	<p>(専用使用权) 第三十条 商標権者は、その商標権について専用使用权を設定することができる。ただし、<u>第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権及び地域団体商標に係る商標権については、この限りでない。</u></p>	<p>非営利公益団体は同法第 4 条第 2 項に拠って登録された自らの商標について他人に専用使用权を設定することはできない。</p>
<p><b>商標法</b> <b>第 31 条第 1 項</b></p>	<p>(通常使用权) 第三十一条 商標権者は、その商標権について他人に通常使用权を許諾することができる。ただし、<u>第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。</u></p>	<p>非営利公益団体は同法第 4 条第 2 項に拠って登録された自らの商標について他人に通常使用权を許諾することはできない。  <u>したがって、商標法第 4 条第 2 項に拠って登録された商標の全部または一部の使用を他人に許諾するライセンス契約は商標法第 31 条第 1 項但書きの規定で認められない。</u></p>
<p><b>商標法</b> <b>第 24 条の 2</b> <b>第 2 項</b></p>	<p>(商標権の移転) 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体であつて営利を目的としないものの商標登録出願であつて、<u>第四条第二項に規定するものに係る商標権は、譲渡することができない。</u></p>	<p>非営利公益団体は自らの商標権を一部であろうと他人に譲渡することはできない。</p>
<p><b>民法</b> <b>第 90 条</b></p>	<p>(公序良俗) 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。</p>	<p>商標法第 4 条第 2 項に拠って登録された商標が違法ライセンスの対象になると、関係するライセンス契約は無効となる。</p>
<p><b>商標法</b> <b>第 25 条</b></p>	<p>(商標権の効力) 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権</p>	



	について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。	
<b>商標法 第 78 条</b>	(侵害の罪) 商標権又は専用使用権を侵害した者(第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)は、 <u>十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>	商標法第 4 条第 2 項に拠って登録された商標が違法ライセンスの対象になると、関係するライセンス契約は無効となり(民法第 90 条)、違法ライセンスゆえに、使用権原のない者による登録商標の使用ということになり(日本国商標法第 25 条)、その者は商標権侵害の罪に問われる状態に置かれる(日本国商標法第 78 条)。(十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科される)。

**大会ブランド保護基準** (Version 4.2 Jan. 2019)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会/OCOG (<https://tokyo2020.org/en/copyright/data/brand-protection-EN.pdf>)

はじめに [...] オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称をはじめとする知的財産は、日本国内では商標法、不正競争防止法、著作権法等により保護されています。また、日本国政府としても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)を招致するにあたり、国際オリンピック委員会(以下「IOC」という。)および国際パラリンピック委員会(以下「IPC」という。)に対し、オリンピック憲章の遵守とオリンピック・パラリンピックの知的財産を適切に保護することを誓約しています。

**使用が認められる組織／団体／事業**

大会関連マークの知的財産の使用が認められる組織／団体／事業は、以下となります。

1. 東京 2020 大会スポンサー、 [...]

**1. 知的財産を保護する理由**

オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称をはじめとする知的財産は、IOC および IPC の 独占的な所有物であり、東京 2020 大会に向けて、日本国内では組織委員会がその管理を任されています。 [...]

オリンピック・パラリンピックマーク等の無断使用、不正使用ないし流用は、アンブッシュ・マーケティングと呼ばれ、IOC、IPC 等の知的財産権を侵害するばかりでなく、スポンサー等からの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも 重大な支障をきたす可能性があります。

したがって、オリンピック・パラリンピックの円滑な大会運営や選手強化のために、組織委員会は、商標法をはじめとする国内法の遵守・徹底を啓蒙し、知的財産の保護を行う必要があります。

### 3. オリンピック関連スポンサー

オリンピック関連スポンサーには、IOC のスポンサーであるワールドワイドオリンピックパートナー（いわゆる TOP パートナー）と組織委員会のスポンサーであるローカルパートナーがあり、IOC または組織委員会と合意したカテゴリ（業種）において、オリンピックに関する知的財産の排他的な商業的利用権が与えられています。[…]

### 4. オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産

オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産としては、オリンピックシンボル、パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）、大会エンブレム、大会名称、大会マスコット、ピクトグラム、大会モットー、オリンピックに関する用語、画像および音声等があります。これらは知的財産として保護されていますので、自由に使用することはできません。[…]

### 5. 法的保護

オリンピック・パラリンピックに関する知的財産とイメージは、日本国内では、「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」等により保護されています。日本国政府は、IOC に対し「オリンピック憲章」の遵守を誓約するとともに、2020 年オリンピック東京招致に伴い、IOC および IPC に対しアンブッシュ・マーケティング防止に関する保証書を提出しています。

#### 商標法

商標権侵害の禁止（第 25 条、第 37 条、第 36 条参照） […]

刑事罰（第 78 条、第 78 条の 2）

商標権を侵害した者は、10 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する、と定められております。また、商標権を侵害するとみなされる行為を行った者は、5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する、と定められております。

商標登録を受けることができない商標（第 4 条 第 1 項 第 6 号、第 7 号）

国もしくは地方公共団体もしくはこれらの機関、または公益に関する団体・事業であって営利を目的としないものに関し、これらを表示する標章であって著名なものと同一または類似の商標や、公序良俗を害するおそれのある商標については、商標登録を受けることができません。オリンピック、IOC、JOC を表示する著名な商標（「オリンピック（OLYMPIC）」、「IOC」、「オリンピックシンボル」、「JOC」、「がんばれ！ニッポン！」等）はこれに該当します。[…]

## 付録 II

### 一連の出来事 (2019年4月9日まで)

イベント	サマリー	備考
<p>2012年5月: 2020立候補受付手順書に対応するIOCに対する政府機関の書面による保証</p>	<p>2020立候補受付手順書(2012年5月)第115頁:  アンブッシュ・マーケティング(例えば、オリンピック・スポンサーの競合会社が、不正な競争行為に関与すること)が起きないように効果を有しかつ当該行為を処罰するために、並びにオリンピック競技大会の開会式の2週間前から閉会式までの期間、街頭での販売行為を撤廃し、許諾されていないチケットの販売行為を防止し、上空(上空で広告活動がされることがないように確約する)だけでなく広告スペース(例えば、街頭広告、公共交通機関における広告など)を管理するために、必要な法をできるだけ早く、遅くとも<u>2018年1月1日</u>までに成立させることを確認する政府機関の書面による保証を、提出しなければならない。 (下線は小職にて付した:以下同様)</p>	<p>「[...] オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称をはじめとする知的財産は、日本国内では商標法、不正競争防止法、著作権法等により保護されています。また、日本国政府としても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)を招致するにあたり、国際オリンピック委員会(以下「IOC」という。)および国際パラリンピック委員会(以下「IPC」という。)に対し、オリンピック憲章の遵守とオリンピック・パラリンピックの知的財産を適切に保護することを誓約しています。」 (「はじめに」大会ブランド保護基準 Version 4.2 Jan. 2019 / 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会/OCOG)</p>
<p>2013年9月7日: IOCと東京都およびJOCとの間で開催都市契約締結</p>		<p>上記義務は開催都市契約に於いても明記されている。</p>
<p><a href="https://tokyo2020.org/jp/games/plan/data/hostcitycontract-EN.pdf">https://tokyo2020.org/jp/games/plan/data/hostcitycontract-EN.pdf</a></p> <p>VII. 知的財産権に関連する事項</p> <p>41. 大会に関するIOCの独占的権利、条件付での権利の移転</p> <p>a) [...] <u>開催都市、NOC、およびOCOGは、IOCに代わって、また、IOCの利益のために、これらの権利を保護する目的で、IOCが満足するかたちで適切な法律およびその他の保護対策(アンブッシュ・マーケティング対策を含む)が開催国にて整備されるようにするものとする</u></p>		

る。  
 [...]
   
 d) 無許諾使用に対する措置：OCOG は、商標権を含む（ただし、それには限定されない）本大会に関する財産の無許諾使用について監視するものとする。 [...] IOC の要求および指示に基づき、当該無許諾使用（または、本大会に関する知的財産を侵害するその他の行為）を防止および阻止するために必要なすべての合理的な措置を即座に講じるものとする。 [...]

42. オリンピック・シンボル、エンブレム、マスコットの法的保護

a) 開催国における IOC マークの保護：開催都市、NOC、および OCOG は、2013 年 12 月 31 日までに、オリンピック・シンボル、「オリンピック」および「オリンピアド（オリンピック競技大会）」という用語、ならびにオリンピック・モットーが、IOC の名義で保護されるようにし、また、政府および開催国の国内所轄当局から、IOC が満足できる適切で継続的な法的保護を IOC の名義ですでに得ているか、あるいは得るものとする。 NOC は、オリンピック憲章に基づき、この国内の法的保護が NOC の名義でまたは NOC の利益のため存在するか、または表示される場合、これらの権利を IOC の利益のために、かつ IOC から得た指示に従ってのみ行使することを確認する。 開催都市、NOC、および OCOG は、上記の法的保護が、適時に、特に本大会の際に、上記の財産の知的財産に関する紛争を解決できる手続を提供するものとなるようにする。 開催国における上述の保護について何らかの疑義が残っている（と IOC が判断した）場合、開催都市、NOC、および OCOG は、IOC が満足できる適切で継続的な法的保護を、政府および国内所轄当局から確保するものとする。 [...]

<p><b>2018 年 7 月 20 日：</b>          NHK（日本放送協会）          NEWS WEB 記事          「最近よく見るあのタクシーは、何？」</p>	<p>「一方、IOC＝国際オリンピック委員会とスポンサー契約を結ぶトヨタも、<u>タクシー会社が希望すれば、大会のエンブレムを無料で車両（JPN TAXI）にラッピングするサービスを行って、オリンピックへの機運を盛り上げようとしています。</u></p> <p>さらに、Mapion ニュース（2017 年 12 月 23 日掲載）では、トヨタ自動車は 2020 年に向けてラッピングした特別仕様の車が <u>都内主要タクシー会社に 24 台が導入され、帝都自動車交通では今後も「JPN TAXI」の導入台数を増やす予定で、2017 年度内に 50 台、2018 年度で 150 台の導入を予定</u></p>	<p>TOP（The Olympic Partner）パートナー・プログラムは、オリンピック・シンボルを任意のタクシー会社にサブライセンスすることをトヨタに認めているのか（すなわち、オリンピック・シンボルに化体した IOC の権威や国際的信用と共に、任意のタクシー会社に係るシンボルをトヨタが貸すこと）？</p>
--	---	--

	している。と報じている、と報じている。	
<a href="https://www3.nhk.or.jp/news/business_tokushu/2018_0720.html">https://www3.nhk.or.jp/news/business_tokushu/2018_0720.html</a> (NHK NEWS WEB) <a href="https://www.mapion.co.jp/news/local/cobs1705744-1-all/">https://www.mapion.co.jp/news/local/cobs1705744-1-all/</a> (Mapion News) <a href="http://www.teito-mot.com/en/taxi/index/">http://www.teito-mot.com/en/taxi/index/</a> (帝都自動車)		
<b>2018年12月27日：</b> 産業構造審議会 知的財産分科会 第4回商標制度小委員会（経済産業省・特許庁）	商標法第31条第1項但書き削除について審議された	最近公開された同審議の議事録から、IOCが非営利公益団体であることを知っているはずの専門家が参加したその委員会で、驚くべきことに、商標法第31条第1項但書きに違反し違法性が疑われるIOCファミリーのライセンス活動について何ら審議の俎上に載らなかったことが判る。IOCファミリーと比較してビジネス規模が小さな非営利公益団体たる大学およびNPOについて不自然に審議を行った末、使用許諾を禁ずる規定を削除しても商標に化体した権威や国際的信用は損なわれないと結論付けている。
特許庁によって開示された議事録： <a href="https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/index/t_mark_gijiroku04new.pdf">https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/index/t_mark_gijiroku04new.pdf</a>		
富澤美加氏（商標制度企画室長）の重要発言： 「権利化後は制限がございまして、公益著名商標につきましても、移転と専用使用権の設定及び通常使用権の許諾につきましても制限を設けられてございます。[…] <u>公益著名商標を第三者にライセンスしても商標法上の効力は発生いたしません</u> が、 <u>やむを得ず当事者間で差止請求権の不行使契約等を結ぶことにより、実質的に使用権を許諾したかのような状態とするケースがござい</u> ますが、これには問題があるのではないかと懸念する声がございます。このような懸念がありますことから、公益団体等が商標登録出願自体を躊躇する。」 (引用終)		
備考：商標法で認められない第三者への「使用」許諾である限り、商標権者以外の使用権原のない者によるその登録商標の「使用」であり「侵害」に該当する。 <u>たとえ、その使用に対して差止請求権の放棄を契約上定めたとしても、契約上認められた使用活動は使用権原のない者による「使用」と変わりなく、係る活動は商標法に照らして「侵害」に該当する。</u>		

<p>大会ブランド保護基準上、オリンピック・パラリンピックに関連するマークの許諾された使用は「アンブッシュ・マーケティング」に該当しない適切な使用であっても、その「使用」は該登録商標の使用権原を有しない者による「使用」と変わりなく、かかる活動は商標法に照らせば「侵害」に該当する。</p>		
<p><b>2018年12月27日～ 2019年3月1日</b> この間、行政庁（特許庁）は公に意見陳述（パブリック・コメント）のための手続を執らなかつた。</p>	<p>産業構造審議会 知的財産分科会 第4回商標制度小委員会（経済産業省・特許庁）で答申され法案化される過程で行政庁（特許庁）は公に意見陳述（パブリック・コメント）のための手続を執らなかつた。</p>	<p>行政手続法 第13条第2項第1号 「公益上、<u>緊急に</u>不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。」 その場合、公に意見陳述を執らなくても良い。</p> <p>産業構造審議会 知的財産分科会 第4回商標制度小委員会議事録（経済産業省）から判るように、大学やNPOはそれらのライセンス活動での制限解消を急ぐだけの緊急性を有していない。</p>
<p><b>2019年3月1日：</b> 「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され第198回国会（通常国会）に提出された。</p>		
<p><b>2019年3月11日：</b> 論文『オリンピック関連登録商標の商標法上の位置づけ』（現在のところ日本語版のみ）が日本弁理士会誌「パテント」2019年3月号に掲載された。</p>		
<p><b>2019年3月20日：</b> 国会（2019年1月28日から始まった第174回通常国会）参議院第4回法務委員会質疑応答（質疑者：小川敏夫参議院議員）</p>		<p>質疑応答を通じて、オリンピックに関連した登録商標の大会パートナー/スポンサーによる「使用」が商標法に照らして「違法行為」に該当する旨が明らかとなった。 政府参考人は「適切に契約をし</p>

		<p>ている」と OGOC から報告を受けている旨、答弁するものの、その「適切に契約をしている」ことについての法的根拠について明言を避けた。</p>
<p>「参議院インターネット審議中継・録画」（関連審議場面：00:45:30 から 01:10:00）  <a href="http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php">http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php</a>          議事録：<a href="http://online.sangiin.go.jp/kaigirok/daily/select0103/main.html">http://online.sangiin.go.jp/kaigirok/daily/select0103/main.html</a></p> <p><b>重要な質疑応答：</b></p> <p>「当該ライセンス契約については、秘密保持条項に基づき明らかにされていないため、これに即して申し上げることはできませんが、一般的な例で考えますと、<u>商標法に基づく差止め請求権の放棄</u>ですとか、<u>著作権法に基づく使用許諾</u>、<u>こういったことに基づいてライセンス契約を行っているものではないかと考えられます</u>。（十時憲司、政府参考人/内閣官房内閣審議官）</p> <p>「つまり、使用許諾をしているんじゃないと。ただ、使っているのを見て、こっちで差止めしないよと。差止めしないよと言って使うのを黙認していれば、それ使用許諾じゃないの。もしそれが使用の許諾じゃないといたら、じゃ、使っているのは許諾を受けないで使っていることになるわけですよ。許諾を受けないで他人の商標を使えば、これ商標権侵害で懲役十年以下の刑罰ですよ。つまり、商標を使わせておいて、使用許諾ではありません、ただ使用を禁止しない、そういう約束ですというのは、これは通らない話じゃないですか。使うのを止めないよというのなら、それは通常理解じゃ使用を許諾しているわけですよ。それが使用の許諾じゃないというんだったら、使っているのは許諾を受けないで商標を使っているんだから、商標侵害で懲役十年以下の刑事事件なんですよ。おかしい理屈を言っているわけですよ。[...] フェアなオリンピックをやるような団体が明らかに法律違反をやっている、これはおかしいじゃないかということで指摘したわけですよ。しかも、この明文の規定に違反している、登録した商標を、エンブレムを使わせちゃいけないと商標法に書いてある、それを今堂々と協賛企業に使わせている。この違反行為に関して、やれ脱法行為的に、脱法行為というか脱法行為的説明でごまかして、ごまかしている間に法律改正して合法化しようというそのやり方は、政府の対応はおかしいですよ。堂々と、そうした過ちを認めて、堂々と非は認めてやったらいかがですか。」（小川敏夫、質疑者/参議院第4回法務委員会委員）</p> <p>（引用終）</p> <p><b>備考：</b>商標法で認められない第三者への「使用」許諾である限り、商標権者以外の使用権原のない者によるその登録商標の「使用」であり「侵害」に該当する。たとえ、その使用に対して差止め請求権の放棄を契約上定めたとしても、契約上認められた使用活動は使用権原のない者による「使用」と変わりなく、係る活動は商標法に照らして「侵害」に該当する。質疑応答で明らかになった「違法ライセンス活動」問題と係る問題の「深刻さ」は公の知るところとなった。</p>		
<p><b>2019年3月28日：</b></p>		

<p>東京新聞（首都圏を対象とする日刊紙を発行する大新聞社）が『IOCのライセンス契約は「商標法違反」と指摘 政府は後付けで法改正狙う？』と題する特報記事を見開きで掲載</p>		
<p>大会パートナー/スポンサーおよびIOCファミリーはこのように公に知られるところとなった「違法性」を知り得る状況にある。そのライセンス活動に違法性があると知りながらも、日本国内に於いてはライセンス活動は変わらず引き続いて行われている。</p>		
<p><b>2019年4月9日</b> 「特許法等の一部を改正する法律案」が衆議院立法委員会に付託</p>		

(おわり)